

府子本第373号
27文科初第1136号
雇児発1207第1号
平成27年12月7日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

内閣府子ども・子育て本部統括官
武 川 光 夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
香 取 照 幸

(印影印刷)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について
(通知)

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 19 条等に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査（以下「指導監査」という。）について、下記のとおり基本的な考え方を取りまとめました。

各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するとともに、教育委員会等の関係部局と連携し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、幼保連携型認定こども園以外の類型の認定こども園については、基本的には幼稚園、保育所の認可等を受けて設置・運営されているものであり、幼稚園、保育所等としての指導監査を基礎として、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を定期的な実地調査等により確認することが考えられるところ、具体的な指導監査の実施方針等については、認定を行う各都道府県の判断に委ねられるべきものと考えているので、念のため、申し添えます。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事又は指定都市・中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が、幼保連携型認定こども園における「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「認可基準」という。）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号。以下「要領」という。）等の遵守状況を定期的又は臨時の実地調査等により確認し、その結果に基づき、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保しようとするものであること。

2. 指導監査の実施方針

1. の目的に鑑み、幼保連携型認定こども園の認可を行う都道府県知事等は、定期的かつ計画的に実地調査等を行うことにより、施設の適正な運営等を確認すること。

指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、一般監査については、本通知3.「主な指導監査事項」を標準として、定期的かつ計画的に行うものとする。なお、一般監査の頻度については、各都道府県知事等の判断によるものであるが、児童福祉施設については、原則として、1年に一度以上実地調査を行うこととの均衡に留意すること。

また、特別監査については、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行うものとする。

- ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ② 基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ③ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき
- ④ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

3. 主な指導監査事項

都道府県知事等が幼保連携型認定こども園に対する指導監査を行うに当たっては、次に掲げる事項を標準として実施すること。

(1) 教育・保育環境の整備に関する事項

認可基準その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。

- ① 学級編成及び職員配置の状況
- ② 認可定員の遵守状況
- ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等
- ④ 教育・保育を行う期間・時間
- ⑤ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善、研修の計画的実施等）

(2) 教育・保育内容に関する事項

要領その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。その際、取組の結果のみならず、取組の過程（振り返りや評価等）についても尊重する必要があることに留意すること。

- ① 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- ② 指導計画の作成（園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等）
- ③ 小学校教育との円滑な接続（指導要録の作成及び進学先への送付、小学校の児童・教師との交流、小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内

容の工夫等)

④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携

(3) 健康・安全・給食に関する事項

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認すること。

- ① 健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等）
- ② 事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、学校安全(施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修等)に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練の実施並びに地域の関係機関との連携等)
- ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等）

4. 調査結果に基づく措置

- (1) 調査を担当した職員は、調査終了後、速やかに、調査対象施設の園長等に対して、調査結果を丁寧に説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行うこと。
- (2) 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認すること。
- (3) 指導、助言等を行った事項について、適切な是正改善がなされない場合には、必要に応じて、認定こども園法に基づく改善勧告等の措置を講ずること。

5. 留意点

- (1) 指導監査に当たっては、幼保連携型認定こども園が、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力を勘案し、形式的・画一的な対応とならないよう留意すること。

なお、従来より私立幼稚園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開しており、幼保連携型認定こども園の指導監督に当たってもその経緯も踏まえた対応を行うこと。

(2) 指導監査の実施時期・方法等については、個々の施設の事情を踏まえて柔軟に決定すること。

また、施設関係者の理解と自発的協力をもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

(3) 指導監査は、法人に対する監査と併せて実施することも検討するとともに、可能な限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査及び業務管理体制に関する確認検査とも連携して対応するなど、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な指導監査となるよう努めること。その際、例えば、指導監査及び確認に係る指導監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図ること等が考えられること。

(4) 3.(2)の事項に係る調査及び措置に当たっては、必要に応じて指導主事の助言を求めるなど、教育委員会と十分に連携して対応すること。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38445

FAX：03-3581-0992

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 2714

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7928

FAX：03-3595-2674